

JMIUセガグループ分会定期大会開催(十月一日) すべての労働者の雇用と暮らし、労働者と 労働組合の権利を守ろう!

JMIUセガグループ分会(略称IIセガ分会)は、十月一日(土)に定期大会を開催しました。

労働組合の定期大会は、年に一度開催され、今年度の活動総括と次年度の方針を決める重要な大会です。

分会は、毎年の定期大会で秋闘・年末一時金要求も併せて決定しています。要求内容については、セガグループで働くすべての労働者のことも考えながら要求を練り上げて決定しています。要求の詳細については、会社(セガ、SLS社)に要求書を提出してから皆さんにお知らせいたします。要求やご意見、ご要望がありましたら、是非下段のメールアドレスまでお寄せください。皆さんの声を大事にして団体交渉に反映させ、要求獲得に向けて頑張りたいと考えています。

労働者と労働組合の権利、そしてセガ分会

憲法は、すべての国民に人間らしく生きる権利と働く権利を保障しています。憲法二十七条では、「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」として「人間らしく働く権利」を明らかにしています。

労働基準法第一条の「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」とはこの憲法の規定からきています。そしてこの法律基準は「最低のもの」であり、労働者及び使用者は「その向上を図るように努めなければならない」のです。また、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」であり、

使用者が一方的に決められるものではありません。憲法第二十八条では、労働基本権である団結権、団体交渉権、団体行動権の三つの権利を保障しています。これは、労働者が労働条件を改善し、社会的地位を向上させるためには労働組合が必要であり、労働組合が労使対等な立場で交渉できる「労使対等原則」を規定したものです。

セガ分会は、この労働基本権に則って活動をしています。分会規約第3条では、「分会の目的は、労働者の要求にもとづいて団結し、労働者の生活と権利を守り向上させることにある。労働者の要求実現を阻み、生活と権利を破壊、制限、剥奪するものと闘う。」

第5条では、「組合員は、規約のもとにすべて

平等であって、思想、支持政党、性別、身分、国籍などによって差別される事はない。」ことになっています。

また、組合員の範囲についても取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問を除く部長、課長でも組合に加入することができません。

労働者・労働組合の権利は様々な要求を実現する為の大切な手段です。労働者が闘うことをやめてしまえば、労働者の権利は意味をなさなくなってしまう。

セガ分会は、経営者に正当な主張を堂々と行い、批判もします。セガのSIMORSの「みんなの広場」で会社を批判する内容の書き込みが出来るでしょうか。組合のピラ(「若芽」「ディスク」)には、そのような制約はありません。皆さんが「みんなの広場」に書けないことも、メールでのご意見を下されば、組合や会社を誹謗・中傷する内容で無い限り、ピラで取り上げることもできます。

組合ピラ(「若芽」「ディスク」)の配布に干渉するな!

組合のピラ配布(門前・机上配布)は組合活動の基本の一つです。九月二十一日(セガ)、

二十二日(SLS)に組合の正当なピラ配布活動に対して会社から不当な妨害を受けました。従来慣行を無視し、組合を敵視した行爲です。

組合は、労働基本権を侵す不当労働行為に対して、両社に対し強く抗議します。

SLSの社長の言動に対し、筆者が抗議する中で社長は何度も「ピラ配りと組合活動は違う(裏面抗議文)」と繰り返し言うていましたが、九月二十八日(水)午後には再開した団体交渉で、会社は、「社長に確認した」といつて否定してきました。(後日、ディスクで詳細説明)

社長! 嘘はつかないでください!!

ご相談、ご意見、ご質問は、下記にお寄せください。

JMIU大田地域支部: TEL03-3734-3502: FAX03-3734-3534

ホームページ <http://www6.plala.or.jp/JMIUOTA/> / メールアドレス: jmiuoota@orchid.plala.or.jp

分会長(藤原) メールアドレス: fujiwara_kohji_26262000@yahoo.co.jp 携帯: 090-7909-0942

抗議文

全日本金属情報機器労働組合

東京地方本部大田地域支部

執行委員長 下山田 不二男

同 セガ グループ分会

執行委員長 藤原 孝治

株式会社 セガ・ロジスティクスサービス
代表取締役社長 築瀬 良司 殿

貴殿は、九月二十二日（木）組合の昼休み中の組合活動に干渉し、西糞谷（事）でのピラ（ディスク）の机上配布を妨害しました。

従来から、西糞谷（事）については、一階のドアに隣接している内線電話機から営業部又は商品企画部に電話し、ドアロックを解除してもらい、営業部については机上配布し、二階の商品企画部についてはドアをノックして出てこられた方に人数分のピラを渡してきました。

当日、組合がピラ配布の為、西糞谷（事）を訪れた際、ドアの内側に人がいることが分かりましたので、ドアをノックして開けてもらおうとしたところ、貴殿にドアの内側から「何の用で来たのか」と聞かれましたので、「組合のピラを配りに来たんです」と答えると、「それなら中に入れられない」「ドアに部外者立ち入り禁止と書いています。ルールを守ってよ」と言っただけでドアを開ける事を拒否しました。

東邦ビル三階のフロアーについても「部外者立ち入り禁止」とされ、一般社員はIDカードをスキャンして中に入ることが出来なくなりましたが、しかし、貴殿の代理として団体交渉に出席している会社側の主席団体交渉委員は、「三階のフロアーについては管理部に電話してもらえばドアを開けるのでピラ配布に支障はでない」と容認したのです。西糞谷（事）についても同様と考えるのが筋ではないでしょうか。組合が、「昼休み中の組合活動に介入し、JMIUの組合を排除するのか」との抗議に対して「そんな事はしていない。関係ない」「昨日、親会社のセガでも（玄関から）追い出されたでしょう。SLSも同じようにする。」「外で配ってもらいたい。他の組合（連合JAM労組）は配っていない。同じようにしてもらいたい」と言い、組合が「労働組合が昼休み中に労働組合活動をし、ピラを配ることもその一環だ」と抗議すると、貴殿は「ピラ配りと組合活動は違う」とも言いました。

貴殿の一連の行為と言動は、労働組合法第七条で禁じられている「不当労働行為」に当る「支配介入」であり断固抗議します。

以上

二〇一一年九月二七日